



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三二）

〔告 示〕

○道路交通法施行規則別記様式第十四の備考6等の規定に基づき、国家公安委員会の定める書面を定める件を廃止する件（国家公安委一八）

〔官庁報告〕

国家試験

第三十八回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士証票無効・登録まつ消関係

四

二

二

一

地方公共団体
違法駐車車両保管、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

五 五 五

府

令

○内閣府令第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年六月十一日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 菅 直人

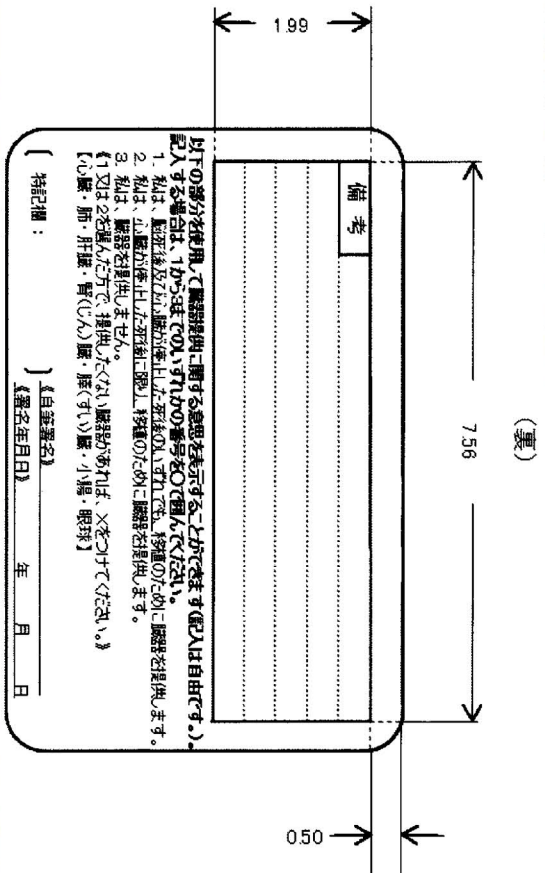
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
別記様式第十四（表）を次のように改める。

別記様式第十四（第十九条関係）

（表）

氏名		住所		交付		平成 年 月 日		有効期限		写真	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
性別		年齢		職業		資格		備考		備考	
男		歳		種		種		種		種	
女		歳		種		種		種		種	
その他		歳		種		種		種		種	
一		歳		種		種		種		種	
二		歳		種		種		種		種	
三		歳		種		種		種		種	
四		歳		種		種		種		種	
五		歳		種		種		種		種	
六		歳		種		種		種		種	
七		歳		種		種		種		種	
八		歳		種		種		種		種	
九		歳		種		種		種		種	
十		歳		種		種		種		種	

別記様式第十四(裏)を次のように改める。



別記様式第十四中備考の2を削り、備考の3を備考の2とし、備考の4を備考の3とし、備考の5を備考の4とし、備考の6を削り、備考の7を備考の5とする。

- 附則
- この府令は、平成二十二年七月十七日から施行する。
 - 運転免許証(仮運転免許に係るものを除く)の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十四の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることとする。

告 示

○国家公安委員会告示第十八号

平成十年国家公安委員会告示第二十四号(道路交通法施行規則別記様式第十四の備考6等の規定に基づき、国家公安委員会の定める書面を定める件。附則第二項において「旧告示」という。)を廃止する。

平成二十二年六月十一日

国家公安委員会委員長 中井 治

- 附則
- この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三十一号。次項において「改正府令」という。)の施行の日(平成二十二年七月十七日)から施行する。
 - 改正府令附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる運転免許証の様式については、旧告示は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

官 庁 報 告

国 家 試 験

第38回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第82条第1項及び第83条第1項並びに第83条の2の規定に基づき、第38回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験を次のとおり実施するので、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和48年労働省令第3号。以下「規則」という。)第6条第2項(第15条において準用する場合を含む。)に基づき公告する。

平成22年6月11日

厚生労働大臣 長妻 昭

労働安全コンサルタント試験 労働安全コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。

(1) 受験資格 次のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

イ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した者

ウ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校において理料系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

エ 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験に合格した者(以下「技術士試験合格者」という。)

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者

カ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による1級の土木施工管理技術検定に合格した者及び1級の建築施工管理技術検定に合格した者

キ 建築士法(昭和25年法律第202号)第12条の1級建築士試験に合格した者(以下「1級建築士試験合格者」という。)

ク 法第11条第1項の規定による安全管理者として10年以上その職務に従事した者

ケ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う安全に関する講習を修了し、かつ、15年以上安全の実務に従事した経験を有する者

コ アからケまでに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

(2) 筆記試験

ア 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県

イ 試験期日 平成22年10月20日(木)

ウ 試験の区分及び試験科目

試験の区分	試験科目	試験時間
機械	1 産業安全一般	10:00～12:00
	2 産業安全関係法令	13:00～14:00
	3 機械安全(機械に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。)	14:30～16:30
電気	1 産業安全一般	10:00～12:00
	2 産業安全関係法令	13:00～14:00
	3 電気安全(電気に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。)	14:30～16:30
化学	1 産業安全一般	10:00～12:00
	2 産業安全関係法令	13:00～14:00
	3 化学安全(化学に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。)	14:30～16:30
土木	1 産業安全一般	10:00～12:00
	2 産業安全関係法令	13:00～14:00
	3 土木安全(土木に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。)	14:30～16:30
建築	1 産業安全一般	10:00～12:00
	2 産業安全関係法令	13:00～14:00
	3 建築安全(建築に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。)	14:30～16:30